

# 大阪府後期高齢者医療広域連合議会事務局処務規程

〔平成19年7月26日〕  
大阪府後期高齢者医療広域連合議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会事務局（以下「事務局」という。）に属する事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(事務局に置く職)

第2条 事務局に事務局長、次長及び書記を置く。

(分掌事務)

第3条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本会議に関すること。
- (2) 会議録に関すること。
- (3) 議員の報酬及び費用弁償等に関すること。
- (4) 請願及び陳情に関すること。
- (5) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (6) 議案の調査及び立案に関すること。
- (7) 議会の広報に関すること。
- (8) 職員の服務に関すること。
- (9) 予算、決算及び経理に関すること。
- (10) 文書の受発及び保管に関すること。
- (11) 公印の管守に関すること。
- (12) その他庶務に関すること。

(職務権限)

第4条 事務局長は、議長の命を受け、議会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐する。

3 書記は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に従事する。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 軽易な訓令及び訓達に関すること。
- (3) 重要な通達、通知、照会その他の往復文書に関すること。
- (4) 重要な広報に関すること。
- (5) 前各号に準ずる事項に関すること。

(次長の専決事項)

第6条 事務局長の専決できる事項のうち、あらかじめ事務局長が指定する事項及び定例的な事項は、次長が専決することができる。

(事務局長の専決事項の代決)

第7条 事務局長の専決できる事項について、事務局長が不在のときは、次長がその事項を代決することができる。

(次長の専決事項の代決)

第8条 次長の専決できる事項について、次長が不在のときは、次長があらかじめ指定する職員がその事項を代決することができる。

(後関)

第9条 代決した事項のうち必要と認められる事項については、事後速やかに閲覧に供するものとする。

(公印)

第10条 議会及び議長の公印の名称、寸法、書体及びひな型並びに管守者は、別表のとおりとする。

(準用)

第11条 事務局の事務処理については、この規程に定めるもののほか、大阪府後期高齢者医療広域連合事務局の例による。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行する。

別表（第10条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	書体	ひな型	管守者
大阪府後期高齢者医療広域連合議会之印	方 30	てん書	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     大 阪 府 後 期                      高 齢 者 医 療                      広 域 連 合                      議 会 之 印                 </div>	次長
大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長之印	方 25	てん書	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     大 阪 府 後 期                      高 齢 者 医 療                      広 域 連 合 議                      会 議 長 之 印                 </div>	次長